

情報犯罪の関連法令

慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
中央大学理工学研究科客員教授/弁護士

安 富 潔

yasutomi@law.keio.ac.jp

<http://www.law.keio.ac.jp/~yasutomi/index.html>

中央大学研究開発機構「情報セキュリティ・人材保証 人材育成拠点」公開講座

1

情報犯罪の定義

- 「情報犯罪」とは、情報システムや情報資産を侵害する犯罪
 - 保護されるべき「情報」を侵害する行為
 - 個人情報・営業秘密・機密情報の侵害
 - フィッシング, スパムメール, カード犯罪, 架空請求, オークション詐欺行為, プライバシー侵害など
 - 情報通信技術(IT)に対して攻撃する行為
 - 情報セキュリティの侵害
 - 不正アクセス, ウイルス感染

2

サイバー犯罪

- インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪(警察白書平成17年版より)
 - サイバー犯罪条約における「サイバー犯罪」の定義
 - コンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの秘密性、完全性及び利用可能性に対して向けられた行為並びにコンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの濫用
 - <http://conventions.coe.int>

3

サイバー犯罪の特徴

- 可視性・可読性のない「電子情報・電磁的記録」を対象とする
- ネットワークを利用した犯罪である
 - ① 匿名性が高い
 - ② 犯罪の痕跡が残りやすく、改ざん消去が容易
 - ③ 不特定多数の者に被害がやすく、時間的・場所的な制約が少ないために被害が短時間のうちに広範囲に及ぶ
- コンピュータや電気通信や技術を利用下犯罪である

4

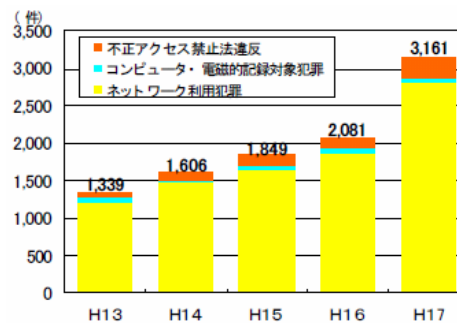
サイバー犯罪の概念変遷

- コンピュータ犯罪(1980年代)
 - コンピュータ・システムの機能を阻害し、又はこれを不正に使用する犯罪
- ネットワーク犯罪(1990年代)
 - ネットワーク上の又はネットワークを利用した犯罪
- ハイテク犯罪(1997.6 デンバーサミット)
 - コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪
- サイバー犯罪(2001.11 サイバー犯罪条約)
 - 情報セキュリティを侵害する犯罪

5

サイバー犯罪の検挙状況

- 平成17年中のサイバー犯罪の検挙件数は3,161件で、前年(2,081件)と比べて1,080件、51.9%増加した



<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h17/hakusho/h17/figindex.html>

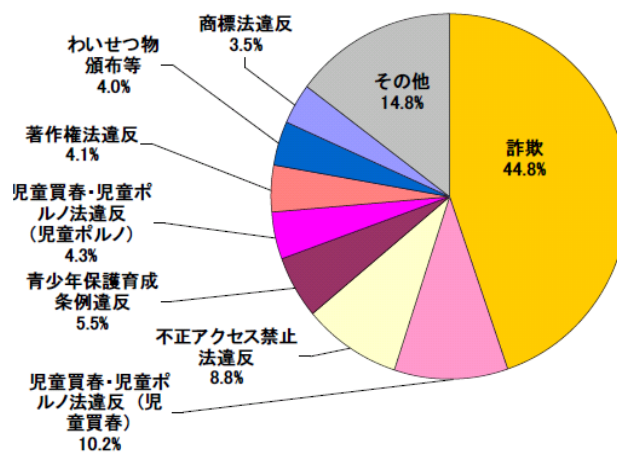
6

サイバー犯罪検挙の推移

罪名	年	H13	H14	H15	H16	H17	増減
不正アクセス禁止法違反		67	105	145	142	277	+ 135 (+ 95.1%)
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪		63	30	55	55	73	+ 18 (+ 32.7%)
電子計算機使用詐欺		48	18	34	42	49	+ 7 (+ 16.7%)
電磁的記録不正作出・毀棄		11	8	12	8	17	+ 9 (+ 112.5%)
電子計算機損壊等業務妨害		4	4	9	5	7	+ 2 (+ 40.0%)
ネットワーク利用犯罪		1,209	1,471	1,649	1,884	2,811	+ 927 (+ 49.2%)
詐欺		485	514	521	542	1,408	+ 866 (+ 159.8%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)		117	268	269	370	320	- 50 (- 13.5%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)		128	140	102	85	136	+ 51 (+ 60.0%)
青少年保護育成条例違反		10	70	120	136	174	+ 38 (+ 27.9%)
わいせつ物頒布等		103	109	113	121	125	+ 4 (+ 3.3%)
著作権法違反		86	66	87	174	128	- 46 (- 26.4%)
商標法違反		31	37	95	82	109	+ 27 (+ 32.9%)
脅迫		40	33	38	58	39	- 19 (- 32.8%)
名誉毀損		42	27	46	26	47	+ 21 (+ 80.8%)
その他		167	207	258	290	325	+ 35 (+ 12.1%)
合計		1,339	1,606	1,849	2,081	3,161	+ 1,080 (+ 51.9%)

7

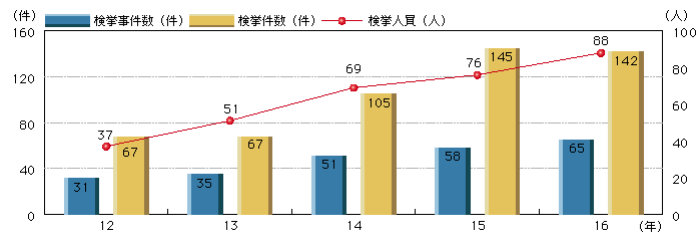
サイバー犯罪の罪名別割合



8

不正アクセス行為

- 平成17年中の不正アクセス行為の認知件数は592件で、前年と比べ、236件増加した。



平成17年警察白書

9

不正アクセス禁止法違反

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
不正アクセス行為	検挙事件数	30	35	51	58	65	94
	検挙件数	62	66	102	143	142	271
	検挙人員	34	51	68	76	88	113
不正アクセス助長行為	検挙事件数	4	1	2	2	0	6
	検挙件数	5	1	3	2	0	6
	検挙人員	5	1	3	2	0	6
計	検挙事件数 (事件)	31 (重複3)	35 (重複1)	51 (重複2)	58 (重複2)	65	94 (重複6)
	検挙件数 (件)	67	67	105	145	142	277
	検挙人員 (人)	37 (重複2)	51 (重複1)	69 (重複2)	76 (重複2)	88	116 (重複3)

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h17/image/pdf29.pdf>

10

不正アクセス行為の態様

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
不正アクセス 行為	検挙事件数	30	35	51	58	65	94
	検挙件数	62	66	102	143	142	271
	検挙人員	34	51	68	76	88	113
不正アクセス 助長行為	検挙事件数	4	1	2	2	0	6
	検挙件数	5	1	3	2	0	6
	検挙人員	5	1	3	2	0	6
計	検挙事件数 (事件)	31 (重罪3)	35 (重罪1)	51 (重罪2)	58 (重罪2)	65	94 (重罪6)
	検挙件数 (件)	67	67	105	145	142	277
	検挙人員 (人)	37 (重罪2)	51 (重罪1)	69 (重罪2)	76 (重罪2)	88	116 (重罪3)

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h17/image/pdf29.pdf>

11

刑法典上のコンピュータ犯罪

- 「刑法」一部改正1987年5月27日第108国会での考え方
 - 「文書」→「電磁的記録」
- 電磁的記録(刑法7条の2)
 - 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録
 - 電子計算機による情報処理の用に供される記録

12

刑法上のコンピュータ犯罪

- 第157条 電磁的公正証書原本不実記録罪
- 第158条 不実記録電磁的公正証書原本供用罪
- 第161条の2 電磁的記録不正作出・
不正電磁的記録録供用罪
- 第163条の2 支払用カード電磁的記録不正作出罪
- 第234条の2 電子計算機損壊等業務妨害罪
- 第246条の2 電子計算機使用詐欺罪
- 第258条 公用電磁的記録毀棄罪
- 第259条 私用電磁的記録毀棄罪

13

「文書」と電磁的記録(刑法上)

- 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態で、物体の上に記載された意思又は観念の表示であつて、法律上又は社会生活上重要な事項について証拠となりうるべきもの(大審院明治43年9月30日判決)
- 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう(刑法7条の2)

14

「文書」と電磁的記録の差異

	文書	電磁的記録
記録されるデータ	文字又はそれに代わる符号	電子的, 磁氣的その他人の近くによって認識できない方式で作成される記録
可視性	あり	なし
保存方法	記録が可視化された方法	記録が可視化されない方法
永続性	永続すべき状態	(特に定義なし)
媒体	有体物	電磁的記録媒体
内容	意思又は観念の表示であつて, 社会生活上重要な事項について証拠となりうるべきもの	電子計算機による情報処理の用に供されるもの

15

「文書」と電磁的記録の特徴

文書	電磁的記録
1. 作成主体を判別することが容易	1. 作成主体を判別することは困難(匿名性)
2. 消去, 複写等が容易でない	2. 消去, 複写等が容易
3. 改ざんを加えることが困難(改ざんがあつたことを判別することが容易)	3. 改ざんを加えることが容易(改ざんがあつたことを判別することが困難)
4. 内容の判別のために専門的知識を要しない	4. 内容の判別のために専門的知識が必要

16

刑法改正(1987)で残された課題

- 業務妨害や権利義務に係るデータの改竄・毀棄などを伴わないクラッキング(のぞき見)行為・ウイルスの投与は不処罰

わが国では「情報」それ自体を保護の対象と
とらえてきていない

「情報」犯罪抑止のための法改正の必要性

17

情報犯罪関連の主要な法律(1)

- 刑法(明治40・4・24法45, 昭和62法52, 平成13法97)
- 児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11・5・26法52)
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11・8・13法128)
- 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12・5・31法102)
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14・4・17法26, 平成17法46)

18

情報犯罪関連の主要な法律(2)

- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15・6・13法83)
- 古物営業法(昭和24・5・28法108, 平成16法147)
- 不正競争防止法防止法(平成5・5・19法47, 平成15法46)
- 著作権法(昭和45・5・6法48)
- 電波法及び有線電気通信法(昭和25・5・2法131, 平成16法84)

19

児童ポルノに関する法律

- 児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童ポルノに係る行為等を処罰する
 - 児童ポルノ提供, 製造・所持・運搬・輸入・輸出・電磁的記録の保管をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
 - 児童ポルノを不特定多数の者に提供・公然陳列, 電磁的記録の提供, 製造・所持・運搬・輸入・輸出・電磁的記録の保管をした者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

20

不正アクセス禁止法

- 不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定める

→ 電気通信の秩序の維持 + 高度情報通信社会の健全な発展

21

「不正アクセス行為」の定義

- アクセス制御機能を有する特定電子計算機等に電気通信回線を通じて①当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号又は②当該アクセス制御機能による特定利用(電気通信回線を通じて行う利用)の制限を免れることができる情報(識別符号を除く)若しくは指令を入力して作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(2条)

22

不正アクセス行為の禁止

- 他人の識別符号の盗用(第3条2項1号)
- セキュリティ・ホール攻撃
 - アクセス制御しているコンピュータを攻撃(第3条2項2号)
 - アクセス制御されているコンピュータを攻撃(第3条2項3号)
- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

23

電子署名及び認証業務に関する法律

- 電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定める
 - 電子署名＝電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、①当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること、②当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
 - 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

24

特定電子メールの送信の適正化 等に関する法律

- 特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定める
 - 特定電子メール＝一定の個人に対し、電子メールの送信をする者が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メール
 - 総務大臣の措置命令(表示義務, 拒否者に対する送信の禁止, 架空電子メールアドレスによる送信の禁止)違反→50万円以下の罰金
 - いわゆる迷惑メール対策→送信者情報を偽った電子メール送信の禁止に違反した者に対し直接刑事罰を科す改正がなされた(平成17年5月20日法律46)。

25

インターネット異性紹介事業等に 関する法律

- インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定める=児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的
 - 児童により利用禁止等の是正命令違反→6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 児童に係る誘引の規制違反→100万円以下の罰金

26

古物営業法

- 盗品等の売買の防止, 速やかな発見等を図るため, 古物営業に係る業務について必要な規制等を行う
 - インターネットオークション規制=無許可営業・虚偽申請による許可→3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

27

不正競争防止法

- 事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため, 不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じる→**営業秘密の保護**
 - 詐欺等行為により、又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
 - 管理侵害行為=営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為その他の保有者の管理を害する行為をいう

28

不正競争防止法の改正

- 知的財産の保護を強化するため、営業秘密の刑事的保護及び模倣品・海賊版対策の強化を図る(平成17年 6月29日法律第75号)
 - 営業秘密の刑事的保護の強化
 - 不正の競争の目的で、営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為及び元役員・元従業員が営業秘密を使用・開示する行為に対する刑事罰を拡充するとともに、営業秘密侵害罪に対して法人処罰を適用する。
 - 模倣品・海賊版対策等

29

著作権法

- 著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的
 - 著作権侵害、著作者人格権侵害は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(119条)
 - 親告罪
 - 法人も処罰(124条1項)

30

インターネットと著作権法

- サーバへデジタルコンテンツを蓄積させるのは複製権(21条)
 - フィッシング(Phishing)詐欺
 - インターネットへデジタルコンテンツを流すのは公衆送信権(23条)
- サーバへ情報をアップロードするのは送信可能化権(2条1項9の5号)→
 - 著作権者の許諾が必要



31

電波法・有線電気通信法

- 電波の公平且つ能率的な利用を確保すること＝電波法の目的(1条)
- 有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立すること＝有線電気通信法の目的(1条)
- 通信の秘密侵害＝秘密漏泄・窃用→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 暗号通信復元罪(109条の2)
 - 国外犯規定←サイバー犯罪条約

32

情報犯罪と刑事手続

- 電磁的記録そのものは、当然には「書面」とは解せず、書面と全く同様に取り扱うことはできない
 - (参考)行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律
- 電磁的記録を証拠として入手するにはどのような方法があるか
 - 電磁的記録媒体の差押え
 - プリントアウトした記録の差押え
 - 電磁的記録を複製した媒体の差押え
- 捜査によって入手した電磁的記録は証拠となるか
- 証拠の確証としてのデジタル・フォレンジックの活用

33

ネットワークと捜索・差押

- 「捜索すべき場所」とネットワーク
- 管理権の異同と令状
- 捜査官によるダウンロード
- 他へのアクセス権限と捜索差押え

34

搜索差押えの執行と電磁的記録

- アウトプットやメディアにコピーした上でそれを差し押える← unnecessary 差押えをさける
- 差押えの対象となる物かどうかの判断
 - ① 証拠の存在する蓋然性
 - ② 証拠隠滅のおそれ
 - － 被処分者のコンピュータ機器の使用
 - － 包括的差押えの可否

35

証拠の解析上の留意点

- 解析の手段を明確に記録化
- 解析によるデータ破壊・改変の防止
(データの(証拠価値の)保全)
→再現可能性の確保
- 手段論の確立＝デジタル・フォレンジクスの必要性

36

立法上の課題

- 法制審議会答申(ハイテク犯罪に対処するための刑事法の整備に関する要綱)→法案提出
 - 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法として、「複写, 印刷, 移転」
 - 記録命令付き差押え
 - 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体からの複写
 - 協力要請
 - 保全要請

37

差押えの執行方法(法案)

- 差押えの執行方法として, 差押えに代えて次のことができることとする
 - ① 執行者(捜査機関)が, 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し, 印刷し, 又は移転した上, その記録媒体を差し押さえる
 - ② 差押許可状による差押えを受ける者等に複写、印刷又は移転させた上、それを差し押さえる

38

記録命令付き差押え(法案)

- 記録命令付き差押え＝電磁的記録の保管者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上当該記録媒体を差し押さえる。
- 必要性
 - － 電磁的記録の保管形態の多様性
 - － 記録媒体自体を差し押さえることの影響
- 検討
 - － 対象の特定
 - － 黙秘権との関係

39

リモートアクセス(法案)

- 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足る状況にあるものから、その電磁的記録を複写した上、その記録媒体を差し押さえることができる→リモートアクセス。
- 必要性
 - － ネットワーク化に伴う保管方法のあり方
- 検討
 - － 対象の特定
 - － 「各別の令状」(憲法35条2項)との関係

40

電磁的記録の原本性

- 最良証拠の原則
- 「写し」の証拠能力
 - ① 原本が存在すること
 - ② 原本の提出が不能又は困難であること(電話の通信記録データ, 海外にあるデータなど)
 - ③ 原本の正確な転写であること

41

国際条約

- 欧州評議会「サイバー犯罪に関する条約」
(2001.11.23署名) 平成16年(2004)4月21日
国会承認
<http://conventions.coe.int/treaty/EN/projets/cybercrime25.htm>
- 和訳:
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_4a.pdf
- 資料(サイバー刑事法研究会報告書「欧州評議会サイバー犯罪条約と我が国の対応について」経済産業省2002年4月)
<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0002626/1/020418cyber.pdf>

42

サイバー犯罪条約

第2章 国内において採られるべき措置

- 刑事実体法
 - コンピュータ・データ及びシステムの機密性、完全性及び可用性に対する犯罪、コンピュータ関連犯罪、コンテンツ関連犯罪、著作権及び関連諸権利の侵害に関連する犯罪
- 刑事手続法
 - データの応急保全、捜索・差押、開示など
- 管轄権

43

新たな法整備の必要性

- サイバー犯罪条約→法制審議会諮問63号
 - 「サイバー犯罪に対処するための刑事法の整備に関する諮問」（法制審議会決議2003.9.10）
 - 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律」案（159国会から継続審議）

44

サイバー犯罪に対処するための 刑事法の整備に関する諮問

- 不正指令電磁的記録等作成等の罪の新設等
- わいせつ物頒布等の罪の改正
- 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法
- 記録命令付き差押え
- 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体からの複写
- 電磁的記録に係る記録媒体の差押状の執行を受ける者等への協力要請
- 保全要請等
- 不正に作られた電磁的記録等の没収

45

ネットワーク「社会」の脅威

- 外部からの不正アクセスによる侵入
- ウイルス感染による被害の増大
- 内部情報の漏洩・不正使用
- 情報資産の私的利用の増加
- 個人情報情報の漏洩
- スパムメールの増加

46

情報犯罪と情報セキュリティ

- ✓ 情報システムに依存する者を、機密性、完全性、可用性の欠如に起因する危害から保護すること
 - OECD「情報システムのセキュリティに関するガイドライン」(1992)
- コンピュータ(システム)セキュリティとネットワークセキュリティ
 - 犯罪から何を守るのか? = 保護法益(情報, ネットワーク)

47

おわり

中央大学研究開発機構「情報セキュリティ・人材保証 人材育成拠点」公開講座

2006.8.22

48